

東京都廃棄物審議会
(第25回)
速 記 録

日 時：令和3年5月19日（水）10:00～12:02

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

○堀計画課長 まだ御参加いただけていない委員の先生はいらっしゃるのですけれども、定刻となりましたので、ただいまから「東京都廃棄物審議会」を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、本審議会の事務局を務めます東京都環境局資源循環推進部計画課長の堀でございます。

まず、初めにこの4月の異動によりまして資源循環推進部の幹部に異動がございましたので御紹介いたします。

資源循環推進部長の上林山でございます。

○上林山資源循環推進部長 上林山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○堀計画課長 一般廃棄物対策課長の海老原でございます。

○海老原一般廃棄物対策課長 海老原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○堀計画課長 産業廃棄物技術担当課長の浅沼でございます。

○浅沼産業廃棄物技術担当課長 浅沼でございます。よろしく願いします。

○堀計画課長 それから、私は計画課長の堀でございます。よろしく願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、何点か注意事項を申し上げます。

本審議会は、ウェブで行います。都庁の通信環境の状況によりまして、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ、御了承いただければと思います。

御発言の際には、まずお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。チャット機能を使って発言したい旨をお伝えいただいても結構でございます。

最後になりますが、傍聴者の方には発言を慎んでいただきますようお願い申し上げます。

それでは、続きまして定足数の確認でございます。今時点で13名の委員の方に御参加をいただいております。事前の御連絡では15名の方に御出席いただくということになってございます。いずれにしても、委員総数20名の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定しております定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、事前にデータで送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

資料の下段にございますけれども、配付資料といたしまして、資料1「東京都廃棄物審議会委員名簿」から、資料としては3点ございます。また、参考資料としまして1の「東京都廃棄物審議会運営要綱」以下、5点の資料をお送りさせていただいているところでございます。

資料の不足等ございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、会議の公開についてでございますけれども、本審議会と同運営要綱第9第1項の規定に基づき、ウェブ上ではございますが、公開といたしますので御承知おきください。

それでは、これからの進行は杉山会長をお願いいたします。

杉山会長、お願いいたします。

○杉山会長 承知しました。

杉山でございます。おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

では、議事に入らせていただきます。昨年11月、小池知事から当審議会に対して「東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定について」の諮問がありました。同計画の改定に当たっては、資源循環及び廃棄物処理についての専門的な知見が必要であると判断し、前回の審議会において計画部会の設置を決め、橋本委員に部会長をお願いいたしました。

これまで、計画部会において専門的な視点から、公共の資源循環・廃棄物処理政策を取り巻く状況、課題の整理及び今後の施策の方向性などについて精力的に議論を行っていただきました。橋本部会長をはじめ部会委員の皆様、本当にありがとうございました。

本日は、これまでの計画部会での議論の内容につきまして中間取りまとめ（案）として提示いただいておりますので、この中間取りまとめ（案）を本審議会で議論してまいりたいと思います。

本審議会での了承が得られれば、今後パブコメ及び関係機関への照会の手続に入ると伺っておりますので、本日も活発な御議論をお願いいたします。

それでは、橋本部会長から御報告を受けたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○橋本委員 橋本でございます。

それでは、私のほうから計画部会における検討、議論の概要につきまして御報告させていただきます。

この計画部会ですけれども、昨年11月から本年4月までに計5回開催をしております。その中で検討、議論を行ってまいりました。

東京都における資源循環及び廃棄物処理の現状、また、東京の資源利用だけでなく、急速に情勢が変化している地球環境を取り巻く国内外の議論についても一通り押さえた上で、東京の資源循環及び廃棄物政策が今後目指すべき、あるべき姿、そして指標・目標、さらに主な施策などについて網羅的に議論をしております。

今回は、関連施策の到達度を図る指標として、廃棄物処理に係る伝統的な指標だけではなく、サプライチェーンの上流側を視野に入れたものとして「資源効率性」に係る指標を導入させていただいております。また、発生抑制という観点から、一般廃棄物の排出量について目標を設定するなど、新たな指標や目標を盛り込ませていただきました。

さらに、昨今、様々な動きが出始めておりますが、事業者が主体となるような資源循環の取組の促進でありますとか、一般廃棄物処理の広域化も含め、社会構造の変化を踏まえた廃棄物処理システムへの移行などについての施策案を取りまとめております。

まだ議論が必要な部分も残っておりますけれども、これまでの計画部会での議論の内容について一旦、取りまとめをさせていただきましたので報告させていただきます。

詳細につきましては、事務局から御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○堀計画課長 それでは、「東京の資源循環及び廃棄物処理に係る施策の方向性 中間取りまとめ（案）」について御説明いたします。資料2を御覧ください。

まず初めに〈目次〉を御覧いただければと思いますけれども、本中間の取りまとめにつきましては第1章「資源循環及び廃棄物処理の現状と課題」以下、4章で構成されているものでございます。

それでは、1 ページから順に御説明いたします。

第1章「資源循環及び廃棄物処理の現状と課題」でございます。

1 点目としまして「我が国を取り巻く状況」を整理してございます。

まず「資源利用」でございますけれども、我が国の資源利用のうち49%を輸入に依存していること、また、一度使用した資源の再利用量は年間の投入量の15%にとどまっていることを記載してございます。

○の2つ目でございますけれども、UNEPの推計によりますと、2060年における世界の資源消費量が2015年と比較して倍増するという推計を掲載してございます。

続いて(2)の「資源制約」でございますけれども、原油、貴金属などの産出国が限られている資源につきましては、それぞれの国の政情不安等によりまして価格が不安定化するおそれがあるということを記載してございます。

また、新興国の経済成長等によりまして、穀物価格が高騰する可能性があるといったことについても記載しております。

2 ページ目についていただきまして、続いて(3)の「環境制約」でございます。これについては3 ページを御覧いただければと思いますけれども、天然資源の掘削や消費等によりまして世界中で温室効果ガスの排出、生物多様性や森林の減少に代表される環境影響が増大しているといった点を記載しております。

また、下段のほうでは、世界中で多量の廃棄物が河川等を経由して海に流出しているということで、マイクロプラスチックについても記載しているところでございます。

続きまして、5 ページについていただきまして、「2 持続可能な資源利用に関する世界の主な動き」ということでございます。

まず、冒頭で「資源利用を巡る議論」として、世界で資源利用の流れをライフサイクル、サプライチェーンで捉える対策を進めて、資源の利用、効率性を高める政策の構築に向けた取組を開始しているといったところを触れてございまして、その次に「(2) 国際的なトピックス」といたしまして【資源効率性】【SDGs】、それから【気候変動】といたしましてパリ協定を巡る動き、それから7 ページにございますけれども【生物多様性】、または【循環経済】についても現状の動きを記載しているところでございます。

3 点目としまして、東京の資源利用でございます。

まず(1)のところで「経済行動の特徴」について述べておりまして、東京は他の都道府県と比較しますと第1次産業、第2次産業が少なく、都内で消費される農産物ですとか製品等の製造に伴い、排出される温室効果ガス、廃棄物の多くも他県で排出されるということを記載してございまして、また東京は第3次産業の割合が高いということも記載してございます。

8 ページにお進みいただきまして、こうした背景から「大消費地からみた資源利用」というところを述べさせていただいております。域内及び域外の経済の活性化に東京としては貢献するとともに、メーカーやサービス提供者に対しまして環境配慮ですとか持続可能に取り組むよう促し得る立場にあるといった点を記載してございます。

9 ページでございますけれども、4 としまして「東京の将来動向」でございます。

まず(1)が「将来人口」でございますけれども、東京の人口は2025年にピークとなりまして、その後は減少に向かうと予測されております。それに伴って、人口構成としては

老年人口が増加することが予測されております。このため、在宅医療廃棄物の増加ですとか、ごみ排出困難者の増加が予想されているということ、それから生産年齢人口の減少によりまして担い手が不足されるということで、廃棄物処理・リサイクルシステムの維持・運営に支障を来すおそれがあるといった点を記載してございます。

また、グラフの下にいただきまして東京の世帯数でございますけれども、こちらは人口からおよそ10年遅れまして2035年でピークとなって、その後はこちらでも減少に向かうという予想が示されております。独り暮らしの老人が増加することでふれあい収集の需要が高まったりですとか、遺品整理を巡る問題が顕在化するおそれもあるという点を記載してございます。

10ページでございますけれども、「(2) 都市活動」でございます。オリンピック・パラリンピックの関連施設は多く竣工しておりまして、これから新たな建設工事に伴う建設廃棄物の排出量は落ち着くものと考えられております。

一方で、過去に建築した建築物の改修時期が到来したりですとか、インフラの更新時期が到来することから、今後も建設廃棄物の排出量は高い水準で推移するということが想定されてございます。

11ページでございますけれども、(3)で「新しい日常」への移行」ということでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、現在テレワーク等が普及していることから、持込みごみ、事業系の廃棄物になりますけれども、こちらについては減少傾向である。

一方で、家庭ごみについては商品運搬用の箱、容器など、可燃ごみが増加するなど、廃棄物の排出パターンにも変化が見られておりまして、こうした傾向は今後も続くものと見込まれておりますので、廃棄物処理・リサイクルシステムをこれらの社会の変化に対応させる必要があるということでございます。

この辺りの推移につきましては次ページに図11がございまして、23区ではございますが、1日あたりの処理量の推移をお示ししているところでございます。

「(4) その他の課題」としましては、地震、台風など、災害廃棄物対策の必要についても触れさせていただいてございます。

続きまして13ページでございますけれども、第2章にこちらから入ってまいります。「計画策定の基本的な考え方」でございます。

まず、1点目として「目指す方向性」でございます。

(1)に「考え方」としまして、これまで御説明させていただいております国内外の議論、動向を押さえつつ、東京の資源循環、廃棄物処理の仕組みが直面している課題について対処をしていく。

それから、都民や社会のニーズに柔軟に対応できるよう、それらの仕組みのさらなるレベルアップを図っていくということで、本計画では「2030年度のあるべき姿」を視野に入れつつ、本計画、5年間の計画期間を予定してございますけれども、2025年度の目標を示すとともに、目標の達成に向けた具体的な施策を提示することというふうにしてございます。

さらに、SDGsですとか脱炭素といった、廃棄物分野にとどまらず、分野を超えた取組が必要な課題につきましてもバックキャストによる目標設定、施策の具体化手法も含

めて、東京都の場合ですと環境基本計画というものが上位計画に位置づけられますけれども、こうした関連計画、プログラムとの整合を図っていくということで記載してございます。

(2) が「2030年度のあるべき姿」でございますけれども、こうしたことを背景にしまして持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指しつつ、社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を図っていくということを記載してございます。

2番目としまして、「三本の柱」を記載してございます。

三本の柱の1点目でございますけれども、「持続可能な資源利用の実現」でございまして、こちらにつきましてはこれまでと同様、3Rの徹底を図っていくというものでございます。

14ページへお進みいただきまして、「(2) 廃棄物処理システムのレベルアップ」でございまして。現在のような社会構造の変革時においても、廃棄物・リサイクルの仕組みを維持するためにあらゆる場面、プロセスでの改善を促進することで社会システムとしての強化を図るというものでございます。

(3) は3本目の柱でございまして、「社会的課題への果敢なチャレンジ」ということで、コロナ禍ですとか大規模災害などの未曾有の危機が発生したとしても、廃棄物処理体制を確実に維持するための方策を講ずるということと、2050年のゼロエミッションに向けまして廃棄物分野としても貢献していくといったところを記載してございます。

続いて、15ページが第3章「指標及び計画目標」でございまして。

まず「指標」でございましてけれども、2030年度のあるべき姿に向けまして施策の取組の進捗状況及び資源効率性の達成状況を定量的に把握するために指標を設定することとしてございます。

(2) で「指標の種類」でございましてけれども、今、御説明を申し上げた「三本の柱」に掲げました政策分野に関連する指標を表2に整理してございますので、そちらを御覧いただければと思います。

まず1本目の柱でございまして「持続可能な資源利用の実現」につきましては、一般廃棄物排出量、それからプラスチック焼却削減量等々、9点の目標、指標を設定してございます。

また、2本目の「廃棄物処理システムのレベルアップ」につきましては、上の3点、一般廃棄物排出量等については再掲でございましてけれども、その他、電子マネーの普及率などと合わせまして7つの指標を設定してございます。

3番目の「社会的課題への果敢なチャレンジ」については、区市町村災害廃棄物処理計画の策定率、こちらと一般廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量の2点を指標として設定してございます。

2番目としまして「計画目標の設定」でございましてけれども、まずこの目標の設定に当たりまして「将来推計」を(1)で行ってございます。本計画でございましてけれども、廃棄物処理法に基づく法定計画として位置づけられておりまして、同法律上、廃棄物処理計画には廃棄物の発生量や処理の見込み、廃棄物の減量、その適正な処理に関する基本的事項を定める必要があるということから、まずは2030年度における都内の廃棄物について排出量、再生利用量及び最終処分量を推計してございます。

こちらの詳細につきましては、参考資料の4のほうにお示ししてございますので、こちらをざっと御説明申し上げます。

まず考え方としまして、目標年度においてコロナ前に戻るというものを「ベースシナリオ」として推計、またゼロエミッション東京戦略など既に導入することが決定している施策を実行するとしたものを「基本対策シナリオ」として推計、さらにデジタルトランスフォーメーションの進展などを踏まえて、より取組を強化したものを「対策強化シナリオ」として追加したものでございまして、具体的に盛り込んでいる施策については表1にまとめています。

2ページ目で、まずは「将来排出量」の推計を行ってございます。

【一般廃棄物】につきましては、国のプラスチック資源循環戦略、それから東京都の食品ロス削減計画などに基づいて対策を取りつつ、対策強化シナリオとしてデジタルトランスフォーメーションの進展によって紙くずが削減されるといったものを盛り込んでおります。

【産業廃棄物】については、同じく国のプラスチック削減戦略に基づいてワンウェイプラスチックが削減されるといったものでございます。

結果につきましてはグラフで御覧いただければと思いますけれども、まず【一般廃棄物】につきましてはベースシナリオとしては今より多少増加する見込みとなっておりますが、基本対策、それから対策強化シナリオ、ともに現在よりも減るという見込みでございます。

続いて、【産業廃棄物】につきましては現在と比べても微減にとどまるかなといったグラフになってございます。

続いて「将来リサイクル量」でございましてけれども、まず【一般廃棄物】につきましては容器包装プラスチックが今、都内の分別収集の平均に満たない区市町村が平均程度まで引き上げるということを仮定したりですとか、対策強化シナリオとして可燃ごみの中の紙類の10%がリサイクルに回るというもので計上してございます。

続いて、【産業廃棄物】につきましては主に建設廃棄物のリサイクルを近年の実績を踏まえて追加したりですとか、対策強化としましては今、比較的リサイクルが進んでいないガラス・陶磁器くずなどのリサイクルをさらに進めていくというところで試算してございます。

そのグラフを下にお示ししておりますけれども、【一般廃棄物】についてはベースシナリオと比べますと基本対策シナリオはかなり上回る水準になっておりますし、対策強化をすることでさらに向上が見込めるという試算でございまして。

また、【産業廃棄物】についてもなかなかグラフでは読み取りづらい部分がございますけれども、対策を強化することによって一定程度の向上が見込めるというふうに見込んでございます。

最後に「将来最終処分量」でございましてけれども、まず【一般廃棄物】につきましては23区の清掃一部事務組合で基本計画を示しておりますので、そちらの数値を採用しております。

また、多摩部につきましては2018年度に最終処分量ゼロを達成しておりますので、今後このゼロが継続されると想定してございます。

また、【産業廃棄物】につきましては建設廃棄物ですとか建設混合廃棄物のリサイクル

分を控除するという事で推計しておりまして、結果については次ページでお示しをしております。

【一般廃棄物】については東京二十三区清掃一部事務組合が行います焼却灰のセメント原料化がかなり効いてくるということで、ベースシナリオと比べるとかなり最終処分量は減ってくるというふうに見込んでございます。

【産業廃棄物】につきましても、建設廃棄物のリサイクル効果によりまして一定程度効果が見られるという推計になってございます。

ここから元の資料にお戻りいただきまして、18ページでございます。将来推計を表4のところにまとめさせていただいております。こちらを御覧いただきますと、一般廃棄物と産業廃棄物にそれぞれ分けてございますけれども、御覧いただければ分かりますとおり、2018年度の実績に比べますと2025、2030、ともに実績が向上する見込みとなっております。

こうした推計結果を基にしまして、(2)のところで「計画目標」を記載してございます。先ほど表2のところで指標を挙げさせていただいておりますけれども、この中から廃棄物処理法で規定しております基本的事項を踏まえまして、一般廃棄物排出量、一般廃棄物再生利用率及び最終処分量を選定いたしたいと考えております。

また、関連計画で定めておりますプラスチック削減量、食品ロス削減量、それと区市町村の災害廃棄物処理計画の策定率についても計画目標に選定したいと考えてございます。

目標値につきましては、表の5に掲げているとおりでございます。今回、6点の計画目標を設定してございますけれども、このうち一般廃棄物の排出量と区市町村災害廃棄物処理計画の策定率につきましては従来の計画にはなかったもので、今回から初めて設定するものでございます。

続きまして、19ページにお進みいただきまして、第4章が「主な施策」でございます。こちらについては5点の施策、分野に分けてお示しをしております。

まず1点目が「施策1 資源ロスの更なる削減」でございます。

【施策の方向性】のところを御覧いただければと思いますが、まずはプラスチックと食品ロスでございます。東京都では既に「プラスチック削減プログラム」「食品ロス削減推進計画」を策定してございますけれども、この計画に基づいて消費者、メーカー等と連携いたしまして、さらに施策を推進するべきであるという記載をさせていただいております。

2番目が「廃棄物の発生抑制」でございますけれども、ここでは現時点では区部では実施されておらず、多摩地域では既に実施して効果が認められている家庭ごみの有料化につきまして導入を検討すべきであるといった点を記載してございます。それに向けまして区市町村との情報共有ですとか、都民の理解と協力を得られるように積極的に情報発信をするといったことを記載してございます。

また、19ページの最後のところですが、区市町村が処理しています事業系のごみの発生抑制でございますが、こちらについては受入れ料金の適正化ですとか、排出事業者責任の強化などの検討も進める必要があるといったことを記載してございます。

続きまして21ページ、「施策2 廃棄物の循環的利用の更なる促進」でございます。

こちら【施策の方向性】でございますけれども、①で「家庭系プラスチックごみの循環利用促進」ということで、既に制度化されておりますプラスチック製の容器包装のリサ

イクルを強力に推進するために都としても技術的支援、財政的支援を行うことが必要であるといったことを記載してございます。

また、プラスチックのリサイクルにつきましても、元の製品と同等の原材料に戻す「水平リサイクル」を目指すべきであるといったことを記載してございます。

また、②でございますけれども、「事業者による循環利用促進」でございしますが、事業者が過去に製造、販売した製品等をリサイクルする場合に当該事業者が店頭回収などの仕組み構築が容易になるように法令等の運用の見直し、再生利用指定、その他の規制緩和措置を活用するなどの支援を実施するべきであるという記載をしてございます。

また、オフィス等から排出される廃棄物のリサイクルを進めるために、区市町村と都が共同してオフィスに対して助言をするなどの取組を行う必要があるといったことを記載してございます。

続きまして22ページでございまして、上から4行目のところでございます。技術的に確立されているにもかかわらず、リサイクルルートがないために焼却や埋立て処分されている廃棄物につきましてもリサイクルルートを拡大するべきであるということで、具体的には焼却灰のセメント化などを想定してございます。

③といたしまして「再生品の利用促進」でございまして、特に建設廃棄物につきましてもは工事現場での分別徹底によりましてリサイクルを促進するとともに、再生骨材コンクリート等の利用拡大を図っていくということを記載してございます。

続いて、2の「資源ライフサイクルにおける環境負荷、その社会への影響などの反映」ということでございます。

こちらは下から6行目辺りになりますけれども、メーカーが環境に配慮した製品設計、製品の長寿命化、製品スペックの適正化などの取組に率先して取り組めるような環境整備を東京都として進めるべきであるというふうに記載してございます。

また、23ページにお進みをいただきまして、都が意識ある消費者が環境に配慮した製品等を選択できるように生産者の取組、その製品等について情報提供する仕組みを検討するべきであるといった点を記載してございます。

③としまして「海ごみ対策の推進」でございまして、海洋へのプラスチックごみの流出防止に向けまして都民に広く啓発して清掃活動への参加につなげるといったことと、モニタリング調査を継続していくことが必要であるといったことを記載してございます。

流入前の段階になります河川流域の自治体、住民等と連携しまして、海ごみ対策に向けた検討を行うことが望ましいといった点も記載してございます。

続きまして24ページ、「施策3 廃棄物処理システムの強化」でございまして。

まずは1番目としまして「適切なごみ出し支援」でございまして、今後高齢者が増える中で「ふれあい収集」などを普及拡大するべきであるといったこと。それから、遺品整理につきましても廃棄物処理法上の取扱いを整理したりですとか、一時に大量に不要品、粗大ごみが出てきますので、この受入れ体制についても検討する必要があるといった点を記載してございます。

また、外国人が今後も一定数存在するということから、適切なごみ出しに向けて多言語表記などに取り組んでいく必要があるといったことを記載してございます。

続いて「②事務処理に係る業務等の効率化」でございまして、冒頭申しましたと

おり、今後廃棄物処理に従事する人が減少することが見込まれている中で、処理業者が業務等の効率化を一層進める必要があるということで、既に導入が進められています電子マネーに加えて、事務手続の電子化、ICT、RPAなどの活用による事務作業の効率化を進める必要があるといったことを記載してございます。

続いて25ページでございますけれども、「社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築」といたしまして、今後社会構造が変化する中で限られた人的・物的資源を効果的に運用できる仕組みが必要であるということで、例えばでございますが、区市町村の区域を越えて搬出する場合でも円滑に運搬できる仕組みを検討する必要があるといったこととか、オフィスでありますとか商業施設から出される廃棄物につきましては、一つの建物に複数の収集運搬業者が出入りするといった非効率があることから、廃棄物処理業者間での連携した収集運搬などの促進といったことが必要であるということを記載してございます。

続いて「廃棄物処理システムの強靱化及び高度化」でございます。

まずは「①個々の処理業者等のポテンシャル向上」ということで、都としてリサイクル・廃棄物処理業務へ従事する者の育成を図るとともに、第三者評価制度を充実強化していくことが必要であるということと、優良事業者が排出事業者から選択されるような環境づくりを進めることが求められるといった点を記載してございます。

続きまして26ページでございますが、処理プロセス、または事務プロセスにおきましてICT、AIなどの技術を導入しまして、廃棄物処理の高度化により処理後物の品質向上や事業の効率化に向けて、よりレベルの高いリサイクルを志向するべきであるといった点を記載してございます。

②といたしましては「一般廃棄物処理施設の広域化・集約化」でございますけれども、現在、一般廃棄物処理事業につきましては23区では既に広域処理が実施されておりますが、多摩地域では全域にわたる広域化は行われていないという状況でございます。今後、当該地域住民の理解を得ることが非常に重要でございますけれども、広域化の検討を進めていく必要があるといったことで、こうした取組によって効率的な稼働、維持管理コストの削減を図る観点から、集約化についても検討するべきであるといったことを記載してございます。

次に、③の「廃棄物の新たな処理の仕組みの構築」でありますけれども、リチウムイオン電池をはじめとしまして処理、リサイクルが困難な廃棄物が今後も増加する可能性がございます。そうした廃棄物を適正に処理するために、区市町村と連携して処理できる制度的な枠組みを検討する必要があるといったことを記載してございます。

さらに、特に産業廃棄物でございますけれども、現在中間処理、最終処分を他県の施設に依存する状況にございまして、リサイクルの高度化、最終処分量のさらなる削減を目指して新たに先進的な処理技術の導入を含めまして処理施設の在り方等を検討する必要があるといったことを記載してございます。

続いて、28ページにお進みいただきまして「施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展」でございます。

まず1点目といたしまして「新たな事業の創出」ということで、事業者や業界団体の資源循環に係る自主的な取組を促すために関連情報を提供するということと、併せて必要な

助言を実施していくべきであるということを記載してございます。

また、新たな取組に当たって、事業者がこうした取組を行うに当たってはハードルがあることから、都はモデル事業を活用するなどによって新たな取組にチャレンジしやすい環境整備をすることが大事であるということを記載してございます。

また、「環境対策と経済の両立」でございませけれども、サーキュラー・エコノミーへの転換を図るための枠組みを検討して、事業者の取組を都としても後押しするべきであるといった点を記載してございます。

施策としては最後になります。「施策5 社会的課題への的確な対応」でございませ。

まず1が「新型コロナウイルス感染症等への対応」ということでございませして、リサイクル、廃棄物処理システムを維持するために、事業主体において事業継続計画を策定するなどの取組を促進する必要があるといったことを記載してございます。

また、2点目といたしましては「3Rシステムのレジリエンス向上」ということで、選別作業のような高度な技術を必要とするプロセスの自動化はなかなか困難なところでございませけれども、業務の省人化、非接触化などを積極的に図っていくことが望まれるということで、こちらについても都としては先端的な取組にチャレンジできるような環境を整備することが求められるといった点を記載してございます。

2が「首都直下地震などの災害への対応力強化」ということでございませ。

1点目としまして「風水害等への対応強化」に向けまして、災害廃棄物処理計画を令和元年の台風被害の経験なども踏まえまして充実する必要があるといった点を記載してございませ。

また、今回目標にも設定してございませけれども、まだ災害廃棄物処理計画を策定していない区市町村もございませるので、そうした自治体に対しまして技術的、財政的な支援を行うべきであるということも記載してございませ。

さらに、大きな災害が起こった場合には区市町村が単独で処理できない場合もございませ。23区では一体となった処理スキームを構築しているところでもございませけれども、多摩地域では現時点でまだそうしたスキームがないことから、早急に構築に向けた検討に入るべきであるといったところを記載してございませ。

また、災害の対応には区市町村職員のレベルアップ、スキルアップが必要であることから、都と国とも連携しまして研修、訓練等を引き続き実施する必要があるといった点を記載してございませ。

31ページでございませけれども、「ゼロエミッションの観点から進めるべき方策」ということで、プラスチック対策ですとか食品ロス対策などはもともとエネルギーも含めてあらゆる資源の削減を志向しておりまして、ゼロエミッションに貢献できる可能性が高いということで、都としてもこうした施策を積極的に推進するべきであるという点を記載してございませ。

次が「施設の脱炭素に向けた取組」といたしまして、例えば収集運搬車両のZEV化でありますとか、廃棄物処理施設に設置されている設備の省エネ化等の検討をする必要があるといった点を記載してございませ。

以上、大変駆け足でお分かりになりにくいところもあったかと思ひませけれども、御説明をさせていただきます。

○杉山会長 どうもありがとうございました。

では、これから委員の皆様から御質問、御意見をお受けしたいと思いますが、大分ページ数も多うございますし、また、特に部会に参加いただかなかった委員の皆様からは御質問等いろいろあるかと存じますので、3つに分けて議論を進めていければと考えております。

まず、最初に第1章について御質問、御意見を伺って、その後、第2章、第3章について、そして3つ目として第4章の「主な施策」のところで御質問、御意見を承りたいと思います。

それでは、皆様「手を挙げる」を出していただいても結構ですし、ミュートを外していただいて、何とかですというふうにお声をかけていただいてもよろしいのではないかと思うのですが、円滑にコミュニケーションを図れるように努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力よろしくお願いいたします。

では、第1章の「資源循環及び廃棄物処理の現状と課題」、1ページから12ページになりますでしょうか。この部分につきましての御質問、御意見ということで、初めに承りたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

ちょっと皆様のお顔が私には見えないものですから、もう既に手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃるのか、不慣れで恐縮です。

では、鈴木委員。

○鈴木委員 東京都産業資源循環協会の鈴木と申します。

どの場面でお話ししたらいいのかという部分で、5か年間の具体的な計画についての中で、私ども協会のほうから4点ほどお願いしたい部分があるのですが、どの時点でどの部分の話をしたらいいのかという部分があるのですが。

○杉山会長 それでは、せっかくですので4点承りたいと思います。お願いいたします。

○鈴木委員 まず1点目は一般廃棄物の処理料金についてということで、東京23区内では4年に1回程度の一般廃棄物の収集運搬手数料と処分手数料の改定を行っていて、一般廃棄物の手数料の限度額が23区の中でいろいろ民間の処理業者があると思いますが、民間の処理業者の立場として、多摩地区の市町村のごみ処理料金との格差が非常にあるということと、公益性を担っている東京都からの問題提起は意味があると思いますので申し上げさせていただきますしたいと思います。

23区の一般廃棄物の手数料は周りと比べて安過ぎるのではないか。処理業者が臨時的に頼まれるような少量の廃棄物を収集するような場合には、23区が定めているような安い収集運搬料金ではなかなか扱えない。また、清掃工場で焼却するのではなく、民間のリサイクルルートで再資源化しようとする場合、23区が定めているような今の安い料金ではリサイクルもなかなか進まない。リサイクルできない。よって、一般廃棄物の処理手数料を民間処理業者が取り扱いやすく、リサイクルルートに乗せることができるような料金設定にしていきたいというのが1点お願いであります。

2点目は、廃棄物の循環的利用の促進策で、東京都条例で産業廃棄物の中間処理業者から処理の実績報告を求め、それを東京都のホームページで公表している制度がありますが、この公表データは排出事業者が優良な処理業者を選ぶ際に有効なものである。リサイクルを促進するためには、この報告・公表制度において処理業者が中間処理した後の残渣

物のリサイクル方法と、その量ですね、リサイクル率を報告させ、公表する制度は効果があるのではないかと。現行制度を改正していただきたい。

それから、先ほどもちよっとありましたけれども、廃棄物の処理システムの強化で、リチウムイオン電池と家庭で不要になった化学薬品などの有害廃棄物の処理の仕組みの構築をお願いしたい。リチウムイオン電池は、他の廃棄物と分別していただければリサイクルできるものが、プラスチックなどのその他のものと混入して捨てられると、非常に今は火災事故も多発していますし、その辺をきちんと分別していただいて、東京都及び区市町村が安全確保のため、事業者分別の徹底を周知していただければと思います。

また、家庭で使われて不要となった化学薬品などの有害廃棄物は、区市町村の処理施設では処理できないものが多いため、民間処理業者での処理が必要となりますが、しかし、これらは必ずしも適正に処理される方策が構築されていないため、区市町村と共に処理の制度的な枠組みをきちんとした処理ルートを確立していただきたいというのが3点目です。

4点目は、先ほどもちよっとありましたけれども、デジタルトランスフォーメーションの推進策で、産業廃棄物の委託の電子契約及び電子マニフェストの利用の徹底です。産業廃棄物の処理過程を透明化する目的で、廃棄物処理法では処理委託契約書の作成及び産業廃棄物の管理票、マニフェストの利用が義務化されていまして、この処理委託契約書は書面によるとされていますが、e-文書法により電子契約も可能となっています。

また、マニフェストには紙による方法とパソコンやスマートフォンで行える電子マニフェストの両方がありますが、今、在宅勤務の一般化やマニフェストの送付と配布の負担軽減、処理委託契約書や請求書とのひもづけによる事務作業の効率化、迅速化などの観点から、紙ではなく電子契約及び電子マニフェストの利用を徹底していただきたい。電子契約にすれば、収入印紙代も不要となる。

そのため、何回かお願いはしているんですけども、行政による率先行動ということで、東京都は国と東京都と区市町村の各事業所から排出される産業廃棄物及びこれらの行政から発注する建設工事等で発生する産業廃棄物については電子契約及び電子マニフェストを利用することを徹底していただきたい。

私どもの協会でのお願いを4点ほど挙げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉山会長 どうもありがとうございました。

○堀計画課長 杉山会長、今のお話は主に4章のところに分類されるかと思えますけれども、この場でお答えしてしまってもよろしゅうございますか。

○杉山会長 そうですね。先のところではありますけれども、今、御意見をいただきましたので、第4章の部分でも構いませんので、それに対するお答えというか、状況を御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○堀計画課長 承知いたしました。

まず1点目でございます一般廃棄物処理手数料についてでございますけれども、従来からそういった御意見があるということは私どもも承知してございまして、19ページの一番下の行から、事業系ごみの発生抑制という観点でございますけれども、20ページにかけまして、処理施設での受入れ料金の適正化などを検討していく必要があるといったことを記載させていただいているところでございます。それで、民間のリサイクル施設にコスト差

があるというところもございまして、今年の3月に策定いたしました食品ロスの削減推進計画の中でもこの辺りの問題意識というのは触れさせていただいているところがございます。今後、区市町村とも情報共有をさせていただきたいと考えているところがございます。

○鈴木委員 先ほどお話ししたように、多摩地区ですとか、その他のところと大分価格の開きがあり過ぎるので、そのくらいまでにできれば持って行っていただきたいというのがあります。よろしく願いいたします。

○杉山会長 それでは、まずこの部分なのですが、特に文言としては今、盛り込まれている内容でよろしいでしょうか。

○鈴木委員 はい。

○杉山会長 承知しました。

では、2点目、都条例の改正について御意見いただきましたけれども、ここの部分はいかがでしょう。

○間瀬産業廃棄物対策課長 産業廃棄物対策課長の間瀬です。

御質問いただきました報告・公表制度ですけれども、こちらの制度は産業廃棄物の処理状況を透明化し、適正な処理を推進するために実施しておりまして、中間処理業者からは受入れや保管、処分の状況について、数量だけではなく現場の状況が分かる写真、それから処理の流れが分かるフロー図も活用しながら報告をしていただきまして、その結果を都のホームページで公表しているというものです。

それで、御意見いただきました中間処理後物のリサイクル方法やその量につきましては、その詳細を貴協会とも御相談させていただきながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 よろしく願いいたします。

○杉山会長 この部分は、今回の中間の取りまとめの中には特に文言はなしで、このままでよろしいということですね。

○鈴木委員 はい。

○杉山会長 では、3つ目のリチウムイオン電池あるいは化学薬品などの処理状況に関して、これについてはいかがでしょう。

○海老原一般廃棄物対策課長 一般廃棄物対策課長の海老原でございます。お答えさせていただきます。

こちらでございますけれども、まずリチウムイオン電池の話につきましては、お話のとおり火災の原因となる可能性もございますので、従来より分別をするように周知をしているところがございます。引き続き、東京都も区市町村と連携いたしまして周知に努めてまいります。

また、その分別にかかる費用等の一部について区市町村を支援する仕組みもございまして、こうしたものの活用も促してまいりたいと考えております。

化学薬品のところがございますけれども、御案内のとおり家庭から排出されず一般廃棄物につきましては区市町村が処理の責任を負っているところがございますので、自ら処理できない場合は委託等の方法も可能となっております。今回お話がございましたことを、機会を捉えまして区市町村にお話をし、適正な処理を促してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○杉山会長 リチウムイオン電池についてはちょっと触れられている部分もあったと思うんですが、今、私すぐにはどこにあったか出せないのですけれども、文言的に関わる部分というのはどこでしたでしょうか。

○堀計画課長 26ページでございます。

○杉山会長 そうですね。26ページのちょうど真ん中辺り、「③廃棄物の新たな処理の仕組みの構築」というところで、今、委員からの御指摘もいただきましたリチウムイオン電池、あるいは化学薬品のことについて触れられておりますので、文言としてはこれでよろしいでしょうか。

○鈴木委員 この辺は、なかなか区市町村のほうからのきちんとした処理方法というか、出す側の人たちがどこにどうしたらいいのかというきちんとしたものがなくて分かりづらいという部分で、我々業界としても何をどうすればいいのかという部分もあって、きちんと処理ルートではないですけれども、連絡みたいなものができれば、各家庭の方たちにも分かりやすくすれば、ほかのものと混ぜたりしないできちんとした処理が確立できるのではないかとこのものがありますので、その辺はもし区民の方から、都民の方から連絡があったときには、こういうものはすぐどこどこに連絡をしてとか、そういうものが確立していただければと思います。

それと、リチウムイオン電池はここ数年、我々処理施設に持ち込まれるなりして非常に火災が頻繁に起こってしまっていて、いろいろ対策をしているんですけれども、ビニールとか紙で何重にもくるまれているとなかなか発見しづらいということもあって、その辺のアナウンスをきちんとやっていただければ、そういう火災が減ってリサイクルも進むと思いますので、その辺もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○杉山会長 今、御意見もありましたが、何かここで都の計画として文言的に加えられそうなことというのはありますか。

現状でも、「区市町村と連携し、処理の制度的な枠組みを検討する必要がある。」ということで、この問題について指摘はされているのですが、再三、委員からも御意見が出ていますので、何かもう一つ、もう一押しできるような文言はありますか。確かに、リチウムイオン電池による火災というようなことはあちこちで耳にして大変、今問題になっていることだとは思いますが、これは都のほうに直接都民の方から何かあるのでしょうか。窓口というのはやはり区市町村かなと思うのですが、都のほうで直接的に何か窓口を設けてそこで対応というようなことは可能ですか。

田崎委員、お願ひいたします。

○田崎委員 今、その点に御回答いただくのではなく、4章のところに戻ってきたときに内容を考えていただいてから御回答いただくということでいかがでしょうか。計画の全体感の話がちょっとしにくくなってしまっているのも、やはり1章、2章とか、大きなところの話をまず議論をしていただければ幸いですと思っております。

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、今のリチウムイオン電池の問題は後ほどの宿題とさせていただきます、4点目の電子契約の話がございましたので、簡単にこれは事務局のほうからお答えいただいて、今、田崎委員から御意見がありましたように1章のそもそものところから入ってまいりたいと思います。電子契約について、簡単にお答え願えますでしょうか。

○間瀬産業廃棄物対策課長 産業廃棄物対策課長の間瀬です。

電子契約と電子マニフェストについて御意見いただきましたけれども、電子契約につきましても都庁事務全体の話になりますが、東京都では今デジタルトランスフォーメーションを梃子として都民サービスの向上を図る都政の構造改革というものを推進してございます。その一環としまして、押印を不要とするハンコレスの取組を進めておりまして、電子契約につきましても民間企業と連携して押印の代わりに電子署名を活用してクラウド上で契約を締結する実証試験を行っているところと聞いてございます。

一方で、電子マニフェストにつきましても毎年庁内におきまして委託契約の適正化に関する講習会を開催している中でJWセンターさんにも御協力をいただき、電子マニフェストのメリットですとか利用方法を説明するなどの普及活動を行っております。

加えて、今年4月からは東京都グリーン購入ガイドにおきまして、産業廃棄物処理契約の受託者要件で配慮することが望ましい事項として電子マニフェスト導入業者であることを新たに位置づけております。既に都立病院ですとか市場などで導入しているところでもありますけれども、今後も、庁内における電子マニフェストの利用促進に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

鈴木委員、御理解いただけましたでしょうか。

○鈴木委員 東京都さんの発注のところが一番電子化が進んでいないということで、毎度お願いはしているんですけども、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○杉山会長 よろしく願いします。

では、第1章に戻りまして1ページから12ページまでにつきまして御質問、御意見、どなたからでも結構ですとお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

江尻委員、お願いいたします。

○江尻委員 ありがとうございます。

部会の先生方、まとめていただきましてありがとうございます。私からは、11ページ、12ページの「新しい日常」のところで1つお願いがあります。12ページに折れ線グラフがありまして、23区の可燃ごみと持ち込みごみということですが、多摩地域も加えていただくと大変東京都としての一つの計画としての意味が大きく出てくると思いますので、加えていただけるといいと思います。

「新しい日常」に関しましては都民全体で考えなくてはいけないということもありますので、データの新しいデータも出ていますので加えていただけることをお願いいたします。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

ここは、ぜひ多摩地域についても加えていただきたい。私からもそれはお願いしたいと思いますが、大丈夫でしょうか。11ページ、12ページ辺りの「新しい日常」に関して、23区だけではなくて多摩地域のデータも載せるということで、ここは追加をしていただくということでよろしいでしょうか。

○堀計画課長 一部、年間を通してデータがそろっていない部分もあるかと思いますが、その辺りはどこまでデータがそろつかを把握した上で検討させていただければと思います。

○杉山会長 よろしく願いいたします。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。何か第1章に関して御質問、御意見ございますか。

また戻って後ほどでも結構ですので、よろしければ第2章、第3章、「第2章 計画策定の基本的な考え方」「第3章 指標及び計画目標」について御質問、御意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。13ページから18ページということです。

戸部委員、お願いいたします。

○戸部委員 よろしく願いいたします。

「計画策定の基本的な考え方」ということで、3Rが一つの原則になっているということで進んできていますけれども、ずっとこれを見ていきますと、リサイクルという言葉は出てくるのですが、リユースという言葉がどこにも出ていないような気がするんです。

それで、21ページのところなどはもう少し補強しておいてもいいんじゃないかと思うんです。例えば、「②事業者による循環利用促進（重点）」と書いてあるんですけども、今はリサイクルばかりではなくて東京都さんがいろいろと始めたLoopなどもあるのですが、これが発表されてから、手前どもリユースの関係の業界でございまして、そのいわゆる引き合いといいますか、これが非常に増えてきているんですね。ですから、もしここに多少なりとも事業者自らリユースの促進を目指すべきであるとか何とかということが入っていると、もう少しこれが活発化してくるのではないかと思います。

Loopさんの場合もこの25日ぐらいから店頭販売が始まるというような情報も聞いておりますので、拍車をかける意味でそこにそういうものを載せると、よりこの案がすばらしいものになってくるのではないかという気がします。ひとつ御検討のほど、お願いしたいと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

今、リユース、Loopのお話も出ましたけれども、ページとしましては21ページの辺りですので、これも第4章ということで、今、御意見を承りましたので、また後ほど第4章のところでも事務局からもこれに関してコメントを頂戴したいと思いますので、ひとまず今は御意見を承ったという段階で、後ほどまた御回答をお願いしたいと思います。

○戸部委員 かしこまりました。

○杉山会長 ありがとうございます。

では、第2章、第3章、ページ数でいいますと13ページから18ページまでになります。目標値なども示されているところですけども、この第2章、第3章につきましての御意見などございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

米谷委員、お願いいたします。

○米谷委員 ありがとうございます。

資料のページ数でいいますと、17ページの表3の関連です。主に先ほど御説明いただきました参考資料4の内容ということにもなるんですけども、参考資料4の中でいうと4ページです。建設廃棄物の中の混合廃棄物とガラス、コンクリート、陶磁器くずのリサイクル率をもっと上げるといったようなことが書かれているかと思います。

混合廃棄物につきましては、ある意味、分別が進めば進むほど、混廃のリサイクル率を上げるのはより困難になるといったジレンマのあるところではあるんですけども、それなりに中間処理業者さんは頑張ってリサイクル率を上げていただいているというところがあると思っています。

ガラス、コンクリート、陶磁器くずについては、非常にリサイクル率を上げるというのが困難なものだというふうに認識をしております。これまである程度できているところでは、石膏ボードなどかなというふうに思っておりますが、それ以外の部分というのは非常に難しいと思っています。

これに関して何らかの手だてが必要というのはよくわかるのですが、東京都さんとして具体的に陶磁器くずなどはどういう形でのリサイクルというのが現実と考えられると思っていられるのか、何かお考えがあるとすればそれを教えていただきたいと思えます。もし、あまりそこまでないよということだとすれば、今後ぜひ一緒に考えていただければと思います。

以上でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

今お伺いした御意見の中で、その目標というか、将来推計で表3の「建設リサイクル推進」のところに2030年度で5項目、具体的に木くずとか建設混廃とか出ていますけれども、それに関連して、ちょっとこの数字はなかなか難しいよね、では一緒にやっていければというような御発言と受け取ってよろしいでしょうか。

○米谷委員 そうですね。数字的に難しいかどうかというのは、なかなかそれを判断するのも難しいのですが、具体的にどういったお考えなのかというところがあれば教えていただきたいと思っております。

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。ちょっと悩ましいところもあるかもしれませんが、事務局のほうでいかがでしょうか。

○事務局 事務局のほうからお答えさせていただきます。

そもそもガラ・コン・陶については、大手ゼネコンさんはそれなりの分別をなされているというふうに認識しておりますが、それ以外の部分でもガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずと、いろいろなものが混ざり得るような種類の名称になってございます関係上、本来であれば混廃に近い形で出すべきところのものが、かなりガラ・コン・陶として出されているというふうな認識を持っております。

建廃の中間処理を担っていらっしゃる処理業者にもヒアリングさせていただきましたが、やはり少し混廃系のものが混ざっているということでしたので、その辺をもう少し分別を上げられないかというような認識でございます。

ほかにも、これは産廃のどの種類として出すかということでは法律上の名称と実態とで、なかなか難しいところがございますので、この辺は具体的にどうしたらもっと分別が進むのかどうかということについては業界の皆様のお知恵を拝借しながら考えていければと考えてございます。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

米谷委員、今の御説明でいかがでしょうか。

○米谷委員 一緒に考えていていただけるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかいかがでしょうか。第2章、第3章につきまして、よろしいでしょうか。

田崎委員、お願ひいたします。

○田崎委員 計画部会のほうで委員をしておりまして、後のほうで発言しようと思ひておりましたけれども、今回の資料を都民に見ていただくというような形で改めて少し見てみました。

まず、2章の最後のところなのですけれども、少し言葉が分かりにくいところがありましたので、その点を1つ指摘しておきたいと思ひます。(3)の最後にとこに「2050年のゼロエミッション」と書いてあるのですけれども、ここだけ読むと、廃棄物のゼロエミッションの話か、CO2のゼロエミッションの話か、分かりにくい書き方になっています。14ページです。

○杉山会長 14ページの最後から2行目ですね。

○田崎委員 はい。この流れからいうと、このゼロエミッションというのは前のページで述べていた2050年のCO2実質排出ゼロのことを述べていると思ひうのですけれども、その辺りが何のゼロエミッションかがちょっと分からないので、言葉を足していただきたいと思ひております。私の認識では、ここはCO2の実質ゼロというほうのゼロエミッションだと理解しております。

2点目の指摘は、16ページで指標が提示されておりますけれども、こちらを都民の方が見る場合に、この指標が今どういった状態にあるのかという情報が今回の資料にはきちんと載っていないという点です。特に、二酸化炭素排出量のところとかは値もあるはずですので、まとめてどこか資料として出していただいたほうがよいと思ひております。

以上となります。

○杉山会長 ありがとうございます。

では、まず1点目ですが、14ページの最後のところですね。このゼロエミッションという言葉がちょっと分かりづらいのではないかと。誤解が生じるかもしれないということで、13ページの(2)の2つ目の○に「2050年のCO2実質排出ゼロ(ゼロエミッション)」と書いてはあるのですが、確かに御指摘いただきましたように、もしかしたら廃棄物ゼロにするとも読めてしまいますので、ここはもう一度、ゼロエミッションだけではなく、13ページと同様に「CO2実質排出ゼロ(ゼロエミッション)」というふうに書いておいていただいてもいいのではないかと思ひたのですが、事務局の皆さんいかがでしょうか。

○堀計画課長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございますので、ここは「CO2実質排出ゼロ」という形で表現を改めさせていただければと思ひます。

○杉山会長 よろしくお願ひいたします。

2つ目の御指摘ですね。16ページに指標がいろいろ挙がってはいるのですが、確かにこの指標だけを見ますと、これはどうなっているんだろう、現状どうなのということは多分、皆さんそちらに関心を持たれるかと思ひますので、ここに載せるか、あるいは資料編のほ

うなのか、いずれの形にせよ、何かしら載せたほうがいいという今の田崎委員からの御意見は、なるほどそうだなと思っているのですが、これはまだ出せないとか、そういうものもありますか。あるいは、出そうと思えばすぐにこの数字、現状の指標はこうなっていますということで出せそうでしょうか。お願いいたします。

○堀計画課長 おっしゃるとおりかと思えますけれども、どの辺りまで出せるかということと、あとは計算するのにどれぐらいかかるかということもございますので、ここについては一度整理させていただければと思います。

○杉山会長 承知しました。では、ちょっと検討していただいて、する方向で検討していただくということでよろしくをお願いいたします。

では、橋本委員お願いいたします。

○橋本委員 補足だけですけれども、先ほどのゼロエミッションは全体の中のほかのところにも出てくるので、そこも含めてチェックしていただければと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。今、御指摘いただきましたようにほかにも出てくる場所がありますので、抜けのないように、誤解のないように文言のほうを整理していただくようお願いいたします。

○堀計画課長 承知しました。

○杉山会長 それでは、そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もし何か後ほどお気づきのことがありましたらまた御意見いただくとしまして、まずは第4章ですね。

大石委員、お願いいたします。

○大石委員 先ほどの御質問があった、第4章で話すことになったリユースの話ですけれども、私も部会のほうに出ておりましたのでちょっと補足させていただきたいと思って発言させていただきました。

13ページにあります「三本の柱」の「持続可能な資源利用の実現」のところ、やはり3Rの基本というのはもちろんリユースもそうですけれども、まずはリデュース、それからリユース、そしてリサイクルだよということで、このところに一応掲げてありまして、部会の話の中でもやはり基本はリデュースから始まる3Rであるということは話が出ておりましたので、一応補足だけさせていただきます。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

第2章の14ページの1行目ですね。「原則に則り、3R (Reduce、Reuse、Recycle) の徹底を図る。」ということで、この中でもリユースということを示していただいていますので、先ほど戸部委員から御意見いただきましたように、今度はそれを受けて第4章の21ページ辺りでももう少しリユースについて書き込む。そうすると、流れとしてもつながってくるかなという気がしますので、ありがとうございます。

そのほか、2章、3章についてはよろしいでしょうか。

では、「第4章 主な施策」ということで、既にもう2つ御意見をいただいております。それが保留になっておりまして、1つはリチウムイオン電池のお話、それからリユースのお話ですね。

それでは、鬼沢委員が手を挙げていらっしゃると思いますので、まず鬼沢委員の御意見を伺ってから宿題になっていた部分も含めて御回答いただければと思います。

鬼沢委員、お願いいたします。

○鬼沢委員 鬼沢です。ありがとうございます。

非常に丁寧に取りまとめていただいたと思います。それで、第1章にまず出てきます、東京都が大消費地から見た資源利用ということをしかりとうたっている割には、第4章のところで最後の消費者への働きかけというところがすごく薄い気がするんです。方向性などのところで23ページの上段では消費者の理解と協力の下とか、あるいは方向性のところでは①②でもしっかり書いてくださっているのですが、現在この計画を見て区市町村がまた新たなそれぞれの計画を作っていくかと思うんですが、最近消費者への普及啓発の部分で非常に予算も削られ、薄くなっているなということを感じています。

実際にこの計画を進めていくに当たって、特にプラスチックの資源利用とか水平リサイクルということを考えたら、エンドユーザーである消費者がどのように分別して回収に出して、それを回収していくかというところがなくて目標の達成にはならないわけですから、やはり一番大切なのは消費者の行動変革であり意識変革であると思うんです。そういったことをもう少し書き込んでいただく必要があるのではないかと思いますし、これを見て市区町村が積極的にそのことを進めていけるのかなという不安がちょっとあるものですから発言をさせていただきました。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、今、鬼沢委員からいただきました消費者、大消費地である東京でのまさに主役となるべきエンドユーザーの消費者に対する書き込みがもう少し必要ではないかとか、金丸委員も関連した御意見でしょうか。よろしくお願いいたします。

○金丸委員 ありがとうございます。

私もまさに鬼沢委員と同じことを考えておりました。施策ごとにばらばらに消費者への理解とか協力という表現は出てくるのですが、これはやはり全体を進める上で住民、都民の方の価値観とかライフスタイルの変革が絶対に必要なもので、そこに働きかけていく。それは、市区町村ではなくて都全体でやっていくということを都がはっきり施策の中でまとめて示すべきだと思います。

それぞれの個々のところには確かに触れてあるのですが、そうではなくて全体を実行するに当たり、あるいは目標を達成するに当たり、そういったことが必要であるという部分ですね。特に東京都は発信力がありますし、それがひいては9都県市であるとか日本全体にも広がってくるということで期待もありますので、ぜひそこをしっかり入れていただきたいと私も思いましたので、続けて発言させていただきました。ありがとうございます

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、今、鬼沢委員、金丸委員、お二人からの消費者に向けてというような部分と併せましてリチウム電池、それからリユースの件ですね。その辺りにつきまして御回答いただけるといいかと思しますので、お願いいたします。

○堀計画課長 まず、最後に御質問いただきました都民への普及啓発といったところなのですけれども、やはり東京都としても環境施策を進めるに当たっては都民の皆様方の行動変容を促していくというのは非常に重要なことであると認識しているところでございます。それで、どこに記載するかというのは検討させていただければと思うのですが、一つの項目としてしっかりとそういった普及啓発を行っていくことは大事だといった辺りを記載させていただきたいと思っておりますし、個別の施策のところでも確認させていただいて、その辺りを記載したいと考えてございます。

それで、まず鈴木委員から御意見を頂戴いたしましたリチウムイオン電池の関係でございまして、26ページのところでございます。問題提起といたしまして、特にリチウムイオン電池の火災が多いという辺りは御指摘をいただきましたので、今ですと「必ずしも適切に処理する方策が構築されているわけではない。」といった記載がございまして、その後、特にリチウムイオン電池は清掃などの現場で非常に火災が多いといったような認識論を入れさせていただければと思うのですが、そういった御対応でいかがでございでしょうか。

○杉山会長 具体的には、26ページに文言でどこにどういうふうに入れることになりまスカ。

○堀計画課長 「構築されているわけではない。」といったところの後ろは「したがって」なんですけれども、その前辺りですね。特にリチウム電池は清掃の現場で火災が非常に多く発生している、といったような表現を記載してはいかがかと思っております。

○杉山会長 わかりました。

○鬼沢委員 鬼沢ですが、その件でよろしいですか。

○杉山会長 どうぞ、お願いいたします。

○鬼沢委員 やはりリチウムイオン電池は製造しているところ、メーカーとか販売しているところの責任も当然あると思っておりますので、ここに書き込むべきかどうかと思っておりますけれども、でもやはり、市区町村と連携し、ということとともに製造販売業者への働きかけもしていかないと、後始末だけを市区町村がするのではなくて、最初のほうに拡大生産者責任の文言が出てきているようにそこはしっかりしていかなければいけないので、東京都も一緒にそういったメーカーや販売店にも働きかけていくということが大切なのではないかと思いますけれども、そういった文言は入れられないのでしょうか。

○杉山会長 ありがとうございます。

製造販売業者への働きかけというような部分もぜひ書き込みたいと、私もそれは書き込んだほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○堀計画課長 御指摘ありがとうございます。特にリチウムイオン電池につきましては、今は区市町村との共同検討会という場でいろいろ議論をしております、その中にメーカーさんの団体でありますJBRCさんとかにも加わっていただいたり、あとは容器包装リサイクル協会さんなどにも加わっていただいて議論をしているところでございます。

今、御指摘がございましたので、「区市町村と連携し」というところに、区市町村やメーカー等とも連携し、場合によっては「小売業者」という表現も入れようかと思っておりますけれども、連携して取り組んでいくというような表現にさせていただければと思います。

○杉山会長 お願いいたします。火災事故が起こっているということと併せて、事業者の

方への働きかけということもここで書き込んでいただきたいと思います。

それから、ちょっと戻りますけれども、先ほどの消費者への働きかけというところに関しては、御回答いただきましたようにどこか項目を作っていただいて、消費者に対する働きかけという項目としても新たに加えて、かつ個別のところでも消費者に関わる部分に関してはそれも書き込みをするということで、両方ですね。項目も立てる、それから各関連するところにもそういう文言を入れるということで調整していただきたいと思います。

○堀計画課長 承知しました。

○杉山会長 それで、もう一つですね。リユースに関してはいかがでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 専門課長の古澤でございます。

リユースの関係でございます。先ほど戸部委員のほうからは21ページの関連で御指摘があったと思いますが、第4章の中では19ページに記載をしているところでございます。19ページの「施策1 資源ロスの更なる削減」ということで、リユースに関してはそもそも廃棄物にしない、資源を無駄遣いすることをしないという趣旨で、こちらのほうでまず記載をしております。もちろん東京都といたしましても、先ほど御紹介いただきましたLoopをはじめ、様々な形でリユースについては今後も引き続き強力で推進をしていきたいと思っております。

その上で、リデュース、リユースが難しいものについて21ページのほうでリサイクルについて記載をしているという流れで事務局案としては作成をしているということでございます。

○杉山会長 ありがとうございます。19ページにリユースという言葉は出てきますか。今私も探しているのですが。

○古澤資源循環推進専門課長 19ページの【施策の方向性】の「プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進」という事項の4行目のところに入っております。

○杉山会長 失礼しました。分かりました。今のところの4行目、「これまで使い捨てていたプラスチック製品のリユース促進などの廃棄物にしない取組を」というところですね。

あとは、具体的にはあまりLoopとか、ここではそこまでは踏み込まないほうがよろしいのでしょうか。何とも私は判断がつかないのですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

○古澤資源循環推進専門課長 個々の企業さんで様々な取組が今、行われているというふうに認識をしております。東京都のほうでもこれまでもLoop、あるいはそれ以外のいろいろな民間企業さんの取組を御紹介するようなセミナーをやるなど、全般についてプッシュをしているところでございます。

○杉山会長 分かりました。そういうことで、いろいろ御意見をいただきました。各委員の皆様から、今のこの御回答をお聞きになって何か追加でございますか。

田崎委員、どうぞ。

○田崎委員 先ほどの生活者の視点を入れるということについて、少し追加でコメントさせていただきます。

まず、項目を立てるといような形の方向性には同意いたしますけれども、この廃棄物の問題、資源循環、資源利用の問題を個人の生活者に押しつけるだけにはなり過ぎないように注意していただきたいと思いますということがあります。個人の努力では解決できないようなシステム上の問題があって、資源利用のいろいろな問題が起きているというのが国際的な持

続可能な消費生産の中で議論されていることです。ルールとか仕組みとかを変えていくというような観点で、消費者と関係主体が一緒にやっていく、共同していく、仕組みを変えていくという視点を少し意識して文章を作成していただければと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

そうですね。個人の努力に押しつけてしまうのではなくて、もちろん個人の努力は大事なんですけども、その仕組みとして共同で取り組んでいくというところですね。

米谷委員も関連してでしょうか。皆さん、何かそれに関連して御意見がありそうですね。では順番に米谷委員からお願いできますでしょうか。

○米谷委員 ありがとうございます。

先ほどのリチウムイオン電池のところの修文に関してなのですが、今の段階で検討する必要があるというだけではもう遅すぎるくらいだと思っておりまして、検討し、周知する必要があります。「周知」という言葉まで、はっきり入れていただきたいと思います。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。検討だけでは遅い。「周知」という言葉も入れるという御指摘ですね。

では、森本委員お待たせしました。お願いいたします。

○森本委員 森本でございますけれども、一言だけコメントです。

今回の計画で、資源ロスの削減のところでは一般廃棄物排出量の削減の目標を立てていただきました。それで、それを受けて「資源ロスの更なる削減」という形で施策1というものが立っているわけです。

そうしますと、先ほどリユースの話が出ましたが、プラスチックのところにも確かに書いてあるのですが、この前文のところですね。1の「資源ロス削減を促進する必要性が高い分野及び方策」のところですが、「潜在的価値を十分に利活用せずに廃棄されるものについては、先ずはその廃棄量を大量に削減しなければならない。」と書いてあるのですが、ここに例えばリユースを進めるとか、あるいはもったいないという考え方をいれるとか、そういったやり方も含めて書いて、先ほど御意見のあったリユースというのがもう少し手法としてあるんだということを全般にかかるとい入れると、方向性が出ていいんじゃないかと思います。

それからもう一点はリチウムイオン電池で、皆さんの御意見と全く一緒なのですが、早急にやらなければいけない。特にこのリチウム電池というのは今、本当にいろいろなところに入っていて、かつどこに入っているか分からないというのが現状なので、そういった意味でメーカーの取組というのはとても重要だと思います。

それで、国のほうでもメーカーにリチウム電池について、例えば作る時に取り出しやすいようにするとか、あるいは入っていることを明示するとか、やるべきことはあろうと思います。そういった意味で、メーカーとの連携というのがありますし、または国との連携というのもあるのかなと思いました。

国との連携と書くかどうかはまた別でありますけれども、本当に急ぐべき課題だと思っていますし、国のほうも同じ認識で動いているというように考えてございます。

ほとんどコメントであります。以上でございます。

○杉山会長 ありがとうございます。

今、御意見を2ついただいたかと思うのですが、リユースに関して、19ページの冒頭のところですね。「1 資源ロス削減を促進する必要性が高い分野及び方策」というところで、一つの方法としてリユースという言葉を入れたらどうだろうかというような御意見、それともう一つはリチウム電池に関して、製造業者、販売業者ということで、その事業者への働きかけということが先ほど追加されるということにはなったのですが、そこに国ということも加えてというような御意見ですので、これも含めて文言を検討してまいりたいと思います。お願いいたします。

事務局の皆さん、よろしいでしょうか。

○堀計画課長 承知しました。文言は修正させていただきます。

○杉山会長 お願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

江尻委員、お願いいたします。

○江尻委員 ありがとうございます。

22ページから23ページにかけての部分なのですが、「環境に配慮した製品の選択」という箇所です。23ページの最初の行に、「都は、意識ある消費者が環境に配慮した製品等を選択できるよう」という言葉があるのですが、意識した消費者だけではなくて多くの都民が関心を持つように促していくということが必要で、今、意識ある人たちが、よりそれらしい商品を買っていくことは当然よいことではあるのですが、言葉として「意識ある消費者」と書くのはきついかと思いますのと、多くの都民というところにシフトしたほうがいいと思いますので、例えば、都は関心のある都民をより増やすとか、意識ある人たちだけではなく多くの人に関心を持ってもらうために、とかということで、多くの都民に対して語りかけるような口調といいますか、文脈に変えていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

確かに、意識ある消費者はもちろんですが、それ以外の広く皆さんにということで、御指摘ありがとうございます。こちらで文言を追加ということで。

○堀計画課長 御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり修正いたします。

○杉山会長 お願いいたします。

そのほか、いかがですか。

では、順に金丸委員からお願いいたします。

○金丸委員 ありがとうございます。

私が言うのもどうかと思って一瞬考えたのですが、現在、国のほうがプラスチックの資源循環の法律を策定しているところでありまして、多分、それがこの計画にも影響があるのではないかと考えておまして、タイミング的にこれは中間取りまとめなので、今の段階でそこに何か触れることは当然できないかとは思いますが、実行段階に下期以降で計画される段階にはそれが影響、あるいはその中で表現しないといけないことも出てくるのではないかと考えています。これがどうこうということではなく、気になったので発言させていただきました。

○杉山会長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、確かに国のプラスチック戦略に関する法制化とか、動きがありますので、それに関しては事務局のほうにお答えいただくのか、あるいは委員の方でお詳しい方もいらっしゃるかもしれませんが、何か情報とかありましたら、金丸委員もおっしゃったように今すぐどうこうではないとは思いますが、そこもそういう漏れのないように、そちらもしっかり把握しながらということになるかと思うのですが、何かこれに関してはございますか。

○堀計画課長 事務局からでございますけれども、現在国会審議中ということで詳しく書き込めないところではございます。

それで、すみません。私がちゃん説明すればよかったのですけれども、19ページのプラスチック対策のところ「新たに公布される」という表現で、一応現時点で書ける範囲で触れさせていただいておりますので。

○金丸委員 ありがとうございます。承知しました。

○堀計画課長 私が説明すればよかったのですけれども、失礼いたしました。

○杉山会長 ありがとうございます。ここですね。「(以下「プラスチック資源循環法」)」ですね。私も、失礼しました。分かりました。では、ここに触れて、これ以上のことが分かればまた追記という形で進めていくということでもよろしく願いいたします。

では、米谷委員お願いいたします。

○米谷委員 何回もすみません。3点あります。

1つ目が22ページの③の「再生品の利用促進」のところ。ここも建設廃棄物に関してということで、再生砕石や再生骨材コンクリート等の利用拡大であるとか、建設泥土改良土についての現場内での優先利用といったことが書かれています。それで、制度面から促進するということはぜひやっていただきたいと思っています。

それと同時に、先ほど電子契約、電子マニフェストの話でも出てきましたけれども、やはり東京都さんは発注工事の中でこういったものを率先して利用するといったスタンスが定着してくると民間にも広がってくる状況があるということは、以前の再生砕石の利用拡大の時点でも非常に如実に表れていたというところがありますので、ぜひそういった方向性も進めていただきたいと思っています。これが、1点目です。

あとの2点は、どちらかという市民感覚での意見になります。今回のこの御説明を聞いて、一般廃棄物に関して23区と多摩での特徴点というのを非常に明確に理解することができました。以前から、リサイクルについては多摩がものすごく進んでいるということは認識していたのですけれども、その一方で確かに広域処理ということに関して、あとは災害廃棄物の処理計画ですか。この2つについては多摩が後れを取っているといった状況にあるんだなというふうに私も御説明を聞きながら整理をしておりました。

それで、それぞれ23区でのリサイクルについて多摩と同じようにやっていく、あるいは多摩における広域処理とか災害廃棄物処理計画でしょうか。そういった部分を促進していくというのは、やはりそれぞれの各区であるとか多摩の市町村だけに任せているのではなく進まないところもあるかと思っておりますので、こういった部分についてはぜひ東京都として強力なリーダーシップを取って推進していった全体の底上げを図っていただきたいということを強く願っております。

3点目はすごく大きな話になってしまうのですが、全体のこのペーパーの中でサーキュラー・エコノミーという言葉がかなり薄いなという気がしております。今、世の中の的に、はやりにも近いくらいの形でサーキュラー・エコノミーという言葉がすごく踊っている状況だと感じています。私自身も、業界なり会社なりでの取組の中でサーキュラー・エコノミーという話になると本当に社会システム全体の話ですので、廃棄物という観点で見ただけではどうにもならない。そういう担当だけではどうにもならないような世界だということは強く認識しているところです。そういったような事情で、この中ではサーキュラー・エコノミーという言葉は軽く紹介するというにとどめているのかなという辺りですね。何となく世の中の的にはゼロエミッションではなくてサーキュラー・エコノミーという言葉が躍っているようにも感じていますので、その辺りはどういった議論があったのかというところを教えていただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○杉山会長 ありがとうございます。

それでは、一つずつ確認をさせていただいて、まず1点目の22ページの建設廃棄物の関係ですけれども、都の発注工事で率先して活用するとか、何か文言としてこの部分で加えられそうなことはありますか。

○米谷委員 文言で加えることまでは求めておりません。実態としてやっていただければというつもりではあります。加えていただければ、よりよいですけれども。

○杉山会長 分かりました。では、それは文言も含めて検討いただくということでよろしく願いいたします。

○間瀬産業廃棄物対策課長 産業廃棄物対策課長の間瀬です。少しだけ補足をさせていただきます。

再生品の利用拡大ということで御意見をいただきましたけれども、東京都の工事におきましては環境物品等調達方針に基づきまして再生品の率先利用に取り組んでおります。引き続き制度面から利用促進を図って、社会へ定着していけるように注力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉山会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それから、2つ目の23区と多摩のいろいろな違い、それぞれ強いところもあれば、これからというところもあると思うのですが、都のリーダーシップということで、これについては何か文言的に加えられそうなところはありますか。

○堀計画課長 広域化、集約化につきましては、昨年度も都がリーダーシップを取って多摩地域の状況認識というものをさせていただいたところがございます、やはり御指摘のとおり市町村単体だとなかなかうまくいかない、前に進まないのではないかという御意見も実際に市町村からいただいているところではございますので、今後、具体的に検討するに当たっては、基本的には区市町村で行っていただくこととは認識しておりますけれども、東京としてもしっかりとサポートはしていきたいと考えているところでございます。

○杉山会長 分かりました。では、今回、特に文言ということではないかもしれませんが、実質的にぜひ前に進めていただきたいと思います。

3つ目ですが、確かにサーキュラー・エコノミーというのは今、委員からも御指摘がありましたようにとても大きな話になりますので、ちょっとここで取り扱うのは難しい部分

もありますが、若干触れていただいているのは何ページになりますか。第1章でしたでしょうか。

○堀計画課長 1章のところで、7ページでございますけれども、真ん中辺りで【循環経済】という表現で入れさせていただいております。

○杉山会長 なるほど、ここですね。7ページの【循環経済】の1つ目の○の中でサーキュラー・エコノミー。

○堀計画課長 あとは、4章のところでございますけれども、28ページの真ん中辺り、②の「環境対策と経済の両立」というところです。

○杉山会長 ここですね。これは、どうでしょうか。本当に動脈も含めた大きな話ですので、この中でちょっと収まり切らない部分もあると思うのですが、例えば都の中でサーキュラー・エコノミーというようなことも目指して何か今、動きがあるとか、この部分はここには書かないけれども、こんなことでこれから進めていこうとしているとか、そういうような動きというのはありますか。「事業者の取組を後押しするべきである。」ということで、28ページに今、書かれているのですが、具体的にはこれはどんなふうに取り組もうとされていくのでしょうか。

○堀計画課長 サーキュラー・エコノミーに関しましては、資源循環分野にとどまらず、いろんな分野で進められているものなのかなと考えておまして、資源循環分野ということで申しますと、例えばモデル事業とか、そういったもので民間事業者の取組を支援していくといった方向性になっていくのかなと考えておりますけれども。

○杉山会長 分かりました。そういうことで、なかなかこの中にどこまで書き込めるかというのは難しいかと思うのですが、宮脇委員はそれに関連してでしょうか。御意見を伺えればと思います。お願いいたします。

○宮脇委員 私は、1つ前の多摩地区の広域化、集約化の件ですが、よろしいですか。

○杉山会長 お願いいたします。

○宮脇委員 先ほど都のほうからも御紹介があったと思います。部会でも以前、発言をさせていただいた内容ではあるのですが、文言的にはこれで十分なんですけれども、多摩地区ではやはり過去からの経緯で、広域化を進めつつ、計画をしたもののうまくいかなかったというような自治体が複数ございます。それで、東京都のリーダーシップがやはり必要だという御意見も伺っておりますので、もちろん主体は市町村に広域化の考えをまとめる上では必要だということは理解しているのですが、やはり古い長い歴史の経緯とかもございまして容易に進まないという事例もあるかと思っておりますので、ぜひ積極的に進めていただきたいというコメントをさせていただきます。どうもありがとうございます。

○杉山会長 ありがとうございます。ぜひ都のリーダーシップに期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、文言には特に加えないけれども、実質的にいろいろ取り組んでいただくこと、進めていただくこと、それから文言的に追加をするというところは何か所も御意見を頂戴しておりますので、そちらを進めていただきたいと思っております。

それで、大変恐縮なのですが、この文言の修正ということもありますので、ここで全部こういう文言にしますということで委員の皆様への御了解をいただくことが難しいと思いま

すので、恐縮です。文言についてのところは最終的には私にあずからせていただくということで御了解いただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大石委員 大石ですけれども、1点だけよろしいでしょうか。

○杉山会長 どうぞ。

○大石委員 先ほど鬼沢委員や金丸委員から御指摘がありました消費者の意識を変えるというところですが、やはりどこかでまとめてというお話で、私もそういう部分があったらいいなと思って全体を見ていたんですけれども、22ページの2番目の「資源ライフサイクルにおける環境負荷、その社会への影響などの反映」というところに、一応生産者のみならず「消費する者が、資源の採取からリサイクルや廃棄に至るまでのライフサイクルでの環境負荷の削減を意識しつつ、行動に移すことが求められる。」と、ここに都民の意識を変革するということが少し入っている感じで、先ほどそれこそ意識ある消費者ではないでしょうということの御指摘もあったのですけれども、消費者もということではなくて、この部分で消費者の意識変革というところを少しきちんと打ち出せばいいのかなと思いましたので、このところでぜひもっと強調していくような文章に修正していただければ、私は参画していたので足らなかったことを今、反省しているのですけれども、そのように思いましたので一言付け加えさせていただきました。

以上です

○杉山会長 ありがとうございます。

先ほど来、消費者の件についてはいろいろ御意見をいただいておりますけれども、今、大石委員から御意見をいただきましたように、22ページの2の資源ライフサイクル云々というところですね。この中にやはり書き込んでいただく。まず、少なくともこの部分ではしっかりと書き込んでいただくということが必要になってくるかと思っておりますので、ぜひこちらもよろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆様からたくさんの御意見をいただきましてありがとうございます。この修正につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私があずからせていただくということでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、続きまして議事の2「その他」に入らせていただきます。今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、今後のスケジュールにつきまして事務局のほうから御説明をいたします。資料3を御覧いただければと思います。

こちらに今までの経緯、それから今後の予定を簡単にまとめさせていただいています。本日、5月19日、廃棄物審議会総会第25回を開催いたしまして、皆様に活発な御議論をいただきました。

今日たくさんの御意見をいただきましたので、先ほど会長のほうからもお話がありましたが、少し私どものほうで修正をさせていただき、会長の御確認をいただいた上でパブコメ、それから区市町村への意見聴取等を6月上旬くらいにはできるかなと考えてございます。このパブコメ等々でいろいろと御意見をいただくということが想定されておりますので、この御意見を踏まえた形で部会のほうで2回程度御議論いただき、最終的には9月の上旬には審議会の総会のほうでまた御議論いただくということで、9月の下旬には計画策

定をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○杉山会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。今後、パブコメ及び関係機関への意見照会の手続に入るということですので、そこで様々な御意見が寄せられると思います。それらの意見を踏まえて、計画部会で再度、御議論を行っていただきたいと思います。引き続き部会長、部会の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。ありがとうございます。

進行役を事務局にお返ししたいと思います。

○堀計画課長 杉山会長、それから審議会委員の皆様、有意義な御意見を多数賜りましてありがとうございます。

それでは、最後に環境局長の栗岡より御挨拶を申し上げます。

○栗岡環境局長 改めて、本日は御多忙の中、長時間にわたり熱心に、しかも活発な御議論をいただきまして、様々な御指摘もいただきまして誠にありがとうございました。

また、計画部会の委員の先生方におかれましては、このコロナの中で短期間に5回、部会を開催しまして様々な論点で精力的に御議論いただいたこと、改めて重ねて感謝申し上げます。

本日いただきました中間取りまとめを拝見いたしますと、持続可能な資源利用に関わる国際的な動向ですとか、都内における人口減少や世帯、年齢構成の変化、コロナ禍における廃棄物処理など、資源循環を巡る今後の課題が非常に多岐にわたることを改めて認識させていただいたところでございます。

今回、2030年のあるべき姿をお示しいたいただきつつ、3本の柱、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」を掲げ、さらに具体的な施策の方向をお示しいただいたと考えてございます。詳細は省略いたしますけれども、3Rを推進するための施策の立案に当たって重要な視点をいただきましたとともに、デジタルトランスフォーメーションや新型コロナウイルスへの対応、ゼロエミッションへの貢献といった直近の課題につきましても進むべき道筋を明らかにしていただいたものと考えてございます。

今後は、今日いろいろといただきました様々な御意見を踏まえまして中間の取りまとめについて整理した上でパブリックコメントを行いますとともに、区市町村への意見照会を行い、計画部会での御議論を踏まえまして、9月をめどに新たな資源循環廃棄物処理計画を策定したいと考えております。大変御多忙なところ恐縮でございますが、引き続き御協力をお願いしたいと考えてございます。

どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

○杉山会長 ありがとうございました。

○堀計画課長 それでは、これをもちまして本日の東京都廃棄物審議会を閉会させていただきます。

お忙しい中、どうもありがとうございました。